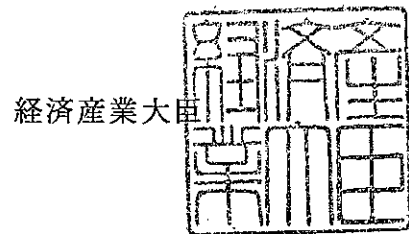


# 経済産業省

平成21・03・09原第4号

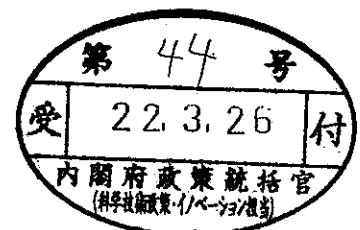
平成22年3月26日

原子力委員会委員長 殿



北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（諮問）

北海道電力株式会社 取締役社長 佐藤 佳孝から平成21年3月9日付け北電原第365号（平成22年3月19日付け北電原第266号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、北海道電力株式会社泊発電所の1号、2号及び3号原子炉施設に関し、以下のとおりである。

- ・ 3号炉において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体を取替燃料の一部として装荷する。  
これに伴い、燃料取替用水ピットのほう素濃度等を変更するとともに、核燃料物質取扱設備及び使用済燃料貯蔵設備の取扱い及び貯蔵の対象として、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を追加する。  
なお、この変更に伴い、3号炉の「原子炉本体の構造及び設備」のうち、本変更に係る記載を、最新の記載形式に合わせる。
  - ・ 運用性向上の観点から、1号及び2号炉の液体廃棄物処理設備のうち洗浄排水処理系を3号炉と共用化し、3号炉の液体廃棄物処理設備のうち洗浄排水処理系を1号及び2号炉と共用化する。  
また、1号及び2号炉の固体廃棄物処理設備のドラム缶詰め装置のうちアスファルト固化装置を3号炉と共用化する。
1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）  
本件申請については、
- ・ 原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
  - ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
  - ・ 海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるといふ方針を変更するものではないこと
- から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。
2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）  
本件申請については、
- ・ ウラン資源の有効利用を目的とするものであり、原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」、また、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本的方針とする」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
  - ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
  - ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質（ウラン）については、長期購入契約等により計画的に確保することとしており、核燃料物質（プルトニウム）については、使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していくとしていること
  - ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと
- から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。

このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。